

原議保存期間30年
(平成49年12月31日まで)

各都道府県(方面)公安委員会委員長
庁内各局部課長
各附属機関の長殿
各地方機関の長
各都道府県警察の長

警察庁乙刑発第1号、乙官発第4号
乙備発第2号
平成19年4月2日
警察庁次長

犯罪による収益の移転防止に関する法律等の施行について(依命通達)

このたび、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下「法」という。)が別添1のとおり平成19年3月31日に公布され、FIU(資金情報機関)を金融庁から国家公安委員会へと移管する部分その他所要の措置に係る部分については、同年4月1日から施行されたところである。

法の概要等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。命により通達する。

記

第1 法の概要等

1 法の概要

(1) 目的

犯罪による収益(法第2条第1項に規定する「犯罪による収益」をいう。以下同じ。)のはく奪及び被害回復が極めて重要であることにかんがみ、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロ資金供与防止条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。(法第1条関係)

(2) 特定事業者

特定事業者とは、金融機関、ファイナンスリース業者、クレジットカード業者、宅地建物取引業者、貴金属等取引業者、郵便物受取・電話受付サービス業者、弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士等をいうものとする。(法第2条第2項関係)

(3) 国家公安委員会の責務等

国家公安委員会は、特定事業者への情報提供その他の援助等を行うとともに、疑わしい取引に関する情報が犯罪捜査や国際協力に有効に活用されるよう迅速かつ的確にその分析等を行うものとする。(法第3条関係)

(4) 特定事業者による措置

ア 特定事業者(弁護士及び弁護士法人を除く。以下同じ)は、一定の取引について顧客等の本人特定事項の確認を行うとともに、その記録を7年間保存しなければならないこととする。(法第4条から第6条まで関係)

イ 特定事業者は、取引記録を7年間保存しなければならないこととする。(法第7条関係)

ウ 特定事業者(司法書士、行政書士、公認会計士、税理士等を除く。)は、その業務において収受した財産が犯罪による収益である疑いがある場合等には、一定の事項を行政庁に届け出なければならないこととする。とともに、行政庁等は、当該届出に係る事項を国家公安委員会に通知するものとする。(法第9条関係)

エ 特定事業者(業として為替取引を行う者に限る。)は、顧客と本邦から外国へ向けた支払に係る為替取引を行う場合において、当該支払を他の特定事業者等に委託するときは、当該顧客の本人特定事項等を通知して行わなければならないこととする。(法第10条関係)

(5) 弁護士及び弁護士法人による措置

弁護士及び弁護士法人による本人確認、本人確認記録の作成及び保存並びに取引記録等の作成及び保存に相当する措置については、法に定める司法書士等の例に準じて日本弁護士連合会の会則の定めるところによるものとする。(法第8条関係)

(6) 疑わしい取引に関する情報の提供

国家公安委員会は、捜査機関等及び外国の相当機関(FIU)に対し、疑わしい取引に関する情報(法第11条第1項に規定する「疑わしい取引に関する情報」をいう。以下同じ。)を提供することとする。(法第11条及び第12条関係)

(7) 監督

ア 行政庁による特定事業者に対する報告徴収、立入検査、指導等及び是正命令について定める。(法第13条から第16条まで関係)

イ 国家公安委員会による行政庁に対する当該行政庁の監督に関する意見陳述及び当該意見陳述を行うため必要な場合における都道府県警察による特定事業者に対する調査について定める。(法第17条関係)

(8) その他

罰則その他所要の規定を整備する。

2 法の施行に伴う体制の整備

(1) 国家公安委員会等の所掌事務に関する規定の整備

国家公安委員会の所掌事務として「犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析並びに関係機関に対する提供に関すること」を追加するとともに、警察庁刑事局組織犯罪対策部の所掌事務として「犯罪による収益の移転防止に関すること」を追加した。(警察法(昭和29年法律第162号)第5条第2項及び第23条関係)

(2) 警察庁の組織の改正

(1)の事務を的確に実施するため、警察庁長官官房に審議官1名(関係のある他の職を占める者をもって充てる。)を増員するとともに、警察庁刑事局組織犯罪対策部に政令職である犯罪収益移転防止管理官並びに府令職である総括分析官及び国際連携対策官を設置した。(警察庁組織令(昭和29年政令第180号第3条第1項及び第29条並びに警察法施行規則(昭和29年総理府令第44号)第29条及び第30条関係)

3 施行期日

1(1)、(3)及び(6)並びに2に係る部分については、平成19年4月1日から施行されており、その他の部分については、同日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

第2 留意事項

1 情報の適正な取扱いの確保

疑わしい取引に関する情報の取扱いについては、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会の審議において、それぞれ附帯決議(別添2及び3参照)が

付されたことなどを踏まえ、その適正の確保を徹底する必要がある。このため、国家公安委員会及び警察庁においては、疑わしい取引に関する情報取扱規則（平成19年国家公安委員会規則第9号。別添4参照）及び疑わしい取引に関する情報取扱細則（平成19年警察庁訓令第2号。別添5参照）を制定するなど、その適正な取扱いの確保を図ることとしている。

各都道府県警察においても、疑わしい取引に関する情報の取扱いに当たっては、当該情報の漏えい等の防止を図るため、必要かつ適切な措置をとることとされたい。

2 疑わしい取引に関する情報の活用

各都道府県警察にあつては、疑わしい取引に関する情報を犯罪による収益の追跡その他のマネー・ローンダリング対策、テロ資金対策等に有効に活用し、事件の検挙、犯罪組織の実態解明等に努められたい。

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）

（目的）

第一条 この法律は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、これが移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれをはく奪し、又は犯罪による被害の回復に充てるところを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転を防止すること（以下「犯罪による収益の移転防止」という。）が極めて重要であることにかんがみ、特定事業者による顧客等の本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。）による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的

とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪による収益」とは、組織的犯罪処罰法第二条第四項に規定する犯罪収益等又は麻薬特例法第二条第五項に規定する薬物犯罪収益等をいう。

2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 銀行

二 信用金庫

三 信用金庫連合会

四 労働金庫

五 労働金庫連合会

六 信用協同組合

七 信用協同組合連合会

八 農業協同組合

- 九 農業協同組合連合会
- 十 漁業協同組合
- 十一 漁業協同組合連合会
- 十二 水産加工業協同組合
- 十三 水産加工業協同組合連合会
- 十四 農林中央金庫
- 十五 商工組合中央金庫
- 十六 保険会社
- 十七 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等
- 十八 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者
- 十九 共済水産業協同組合連合会
- 二十 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者
- 二十一 金融商品取引法第二条第二十項に規定する証券金融会社

二十二 金融商品取引法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者

二十三 信託会社

二十四 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者

二十五 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業

者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、不動産特定共同事業法第二条第四項に規定する不動産特定共同事業を営むものを含む。）

二十六 無尽会社

二十七 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者

二十八 貸金業法第二条第一項第五号に規定する者のうち政令で定める者

二十九 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引員

三十 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関

（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）

三十一 社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関

三十二 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

三十三 本邦において両替業務（業として外国通貨（本邦通貨以外の通貨をいう。）又は旅行小切手の売買を行うことをいう。）を行う者

三十四 顧客に対し、その指定する機械類その他の物品を購入してその賃貸（政令で定めるものに限る。）をする業務を行う者

三十五 それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供者（役務の提供の事業を営む者をいう。以下この号において同じ。）から有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号（以下「クレジットカード等」という。）をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下「利用者たる顧客」という。）に交付し又は付与し、当該利用者たる顧客が当該クレジットカード等を提示し又は通知して特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供者から有償で役務の提供を受けたときは、当該販売業者又は役務提供者に当該商品若しくは権利の代金又は当

該役務の対価に相当する額の金銭を直接に又は第三者を経由して交付するとともに、当該利用者たる顧客から、あらかじめ定められた時期までに当該代金若しくは当該対価の合計額の金銭を受領し、又はあらかじめ定められた時期ごとに当該合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た額の金銭を受領する業務を行う者

三十六 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業（第四条第一項において単に「宅地建物取引業」という。）を営むもの（第二十条第一項第十四号において「みなし宅地建物取引業者」という。）を含む。）

三十七 金、白金その他の政令で定める貴金属若しくはダイヤモンドその他の政令で定める宝石又はこれらの製品（以下「貴金属等」という。）の売買を業として行う者

三十八 顧客に対し、自己の居所若しくは事務所の所在地を当該顧客が郵便物（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物並びに大きさ及び重

量が郵便物に類似する貨物を含む。以下同じ。）を受け取る場所として用い、又は自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該自己の居所若しくは事務所において当該顧客あての郵便物を受け取ってこれを当該顧客に引き渡し、又は当該顧客あての当該電話番号に係る電話（ファクシミリ装置による通信を含む。第二十条第一項第十一号において同じ。）を受けてその内容を当該顧客に連絡する役務を提供する業務を行う者

三十九 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）又は弁護士法人

四十 司法書士又は司法書士法人

四十一 行政書士又は行政書士法人

四十二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人

四十三 税理士又は税理士法人

（国家公安委員会の責務等）

第三条 国家公安委員会は、特定事業者による本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置

が的確に行われることを確保するため、特定事業者に対し犯罪による収益の移転に係る手口に関する情報の提供その他の援助を行うとともに、犯罪による収益の移転防止の重要性について国民の理解を深めるよう努めるものとする。

2 国家公安委員会は、特定事業者により届け出られた疑わしい取引に関する情報その他の犯罪による収益に関する情報が、刑事事件の捜査及び犯則事件の調査並びに犯罪による収益の移転防止に関する国際的な情報交換その他の協力に有効に活用されるよう、迅速かつ的確にその集約、整理及び分析を行うものとする。

3 国家公安委員会その他の関係行政機関及び地方公共団体の関係機関は、犯罪による収益の移転防止について相互に協力するものとする。

(本人確認義務等)

第四条 特定事業者(第二条第二項第三十九号に掲げる特定事業者(第八条において「弁護士等」という。

を除外。以下同じ。)は、顧客(同項第三十五号に掲げる特定事業者にあつては、利用者たる顧客。以下同じ。)又はこれに準ずる者として政令で定める者(以下「顧客等」という。)との間で、次の表の上

欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（以下「特定取引」という。）を行うに際しては、運転免許証の提示を受ける方法その他の主務省令で定める方法により、当該顧客等について、本人特定事項（当該顧客等が自然人である場合にあつては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、当該顧客等が法人である場合にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）の確認（以下「本人確認」という。）を行わなければならない。

特定事業者	特定業務	特定取引
第二条第二項第一号から第二十二号までに掲げる者	金融に関する業務その他の政令で定める業務	預貯金契約（預金又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。第二十六条第一項において同じ。）の締結、為替取引その他の政令で定める取引
第二条第二項第二十四号に掲げる者	同号に規定する業務	同号に規定する物品の賃貸借契約の締結その他の政令で定める取引

<p>第二条第二項第三十五号に掲げる者</p>	<p>同号に規定する業務</p>	<p>クレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p>
<p>第二条第二項第三十六号に掲げる者</p>	<p>宅地建物取引業のうち、宅地（宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。以下この表において同じ。）若しくは建物（建物の一部を含む。以下この表において同じ。）の売買又はその代理若しくは媒介に係るもの</p>	<p>宅地又は建物の売買契約の締結その他の政令で定める取引</p>
<p>第二条第二項第三十七号に掲げる者</p>	<p>貴金属等の売買の業務</p>	<p>貴金属等の売買契約の締結その他の政令で定める取引</p>
<p>第二条第二項第三十八号に掲げる者</p>	<p>同号に規定する業務</p>	<p>同号に規定する役務の提供を行うこと</p>

<p>号に掲げる者</p>		<p>を内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p>
<p>第二条第二項第四十号に掲げる者</p>	<p>司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条若しくは第二十九条に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、顧客のためにする次に掲げる行為又は手続（政令で定めるものを除く。）についての代理又は代行（以下「特定受任行為の代理等」という。）に係るもの</p> <p>一 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続</p>	<p>特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p>

<p>号に掲げる者</p> <p>第二条第二項第四十一</p>	
<p>号(第一条の二、第一条の三若しく</p> <p>行政書士法(昭和二十六年法律第四</p>	<p>二 会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続(会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものに係るこれらに相当するものとして政令で定める行為又は手続を含む。)</p> <p>三 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分(前二号に該当するものを除く。)</p>
<p>容とする契約の締結その他の政令で定</p> <p>特定受任行為の代理等を行うことを内</p>	

	<p>は第十三条の六に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの</p>	<p>める取引</p>
<p>第二条第二項第四十二号に掲げる者</p>	<p>公認会計士法第二条第二項若しくは第三十四条の五第一号に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの</p>	<p>特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p>
<p>第二条第二項第四十三号に掲げる者</p>	<p>税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条若しくは第四十八条の五に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち</p>	<p>特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p>

、特定受任行為の代理等に係るもの

2 特定事業者は、顧客等の本人確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために当該特定事業者との間で特定取引を行うときその他の当該特定事業者との間で現に特定取引の任に当たっている自然人が当該顧客等と異なるとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該顧客等の本人確認に加え、当該特定取引の任に当たっている自然人（以下「代表者等」という。）についても、本人確認を行わなければならない。

3 顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるものである場合には、当該顧客等のために当該特定事業者との間で現に特定取引の任に当たっている自然人を顧客等とみなして、第一項の規定を適用する。

4 顧客等（前項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。）及び代表者等は、特定事業者が本人確認を行う場合において、当該特定事業者に対して、顧客等又は代表者等の本人特定事項を偽ってはならない。

（特定事業者の免責）

第五条 特定事業者は、顧客等又は代表者等が特定取引を行う際に本人確認に応じないときは、当該顧客等又は代表者等がこれに応ずるまでの間、当該特定取引に係る義務の履行を拒むことができる。

（本人確認記録の作成義務等）

第六条 特定事業者は、本人確認を行った場合には、直ちに、主務省令で定める方法により、本人特定事項、本人確認のためにとつた措置その他の主務省令で定める事項に関する記録（以下「本人確認記録」という。）を作成しなければならない。

2 特定事業者は、本人確認記録を、特定取引に係る契約が終了した日その他の主務省令で定める日から、七年間保存しなければならない。

（取引記録等の作成義務等）

第七条 特定事業者（次項に規定する特定事業者を除く。）は、特定業務に係る取引を行った場合には、少額の取引その他の政令で定める取引を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の本人確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 第二条第二項第四十号から第四十三号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等を行った場合には、その価額が少額である財産の処分の代理その他の政令で定める特定受任行為の代理等を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の本人確認記録を検索するための事項、当該特定受任行為の代理等を行った期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 特定事業者は、前二項に規定する記録（以下「取引記録等」という。）を、当該取引又は特定受任行為の代理等の行われた日から七年間保存しなければならない。

（弁護士等による本人確認等に相当する措置）

第八条 弁護士等による顧客等又は代表者等の本人確認、本人確認記録の作成及び保存並びに取引記録等の作成及び保存に相当する措置については、第二条第二項第四十号から第四十三号までに掲げる特定事業者の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる。

2 第五条の規定は、前項の規定により定められた日本弁護士連合会の会則の規定により弁護士等が行う本人確認に相当する措置について準用する。

3 政府及び日本弁護士連合会は、犯罪による収益の移転防止に関し、相互に協力するものとする。

(疑わしい取引の届出等)

第九条 特定事業者(第二条第二項第四十号から第四十三号までに掲げる特定事業者を除く。)は、特定業務において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあり、又は顧客等が特定業務に関し組織的犯罪処罰法第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合に
においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。
2 特定事業者(その役員及び使用人を含む。)は、前項の規定による届出(以下「疑わしい取引の届出」という。)を行おうとすること又は行ったことを当該疑わしい取引の届出に係る顧客等又はその者の関係者に漏らしてはならない。

3 行政庁(都道府県知事又は都道府県公安委員会に限る。)は、疑わしい取引の届出を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取引の届出に係る事項を主務大臣に通知するものとする。

4 行政庁(都道府県知事及び都道府県公安委員会を除く。)又は前項の主務大臣(国家公安委員会を除く。)は、疑わしい取引の届出又は同項の通知を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取引の届出又は通知に係る事項を国家公安委員会に通知するものとする。

(外国為替取引に係る通知義務)

第十条 特定事業者(第二条第二項第一号から第十五号までに掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。)は、顧客と本邦から外国(本邦の域外にある国又は地域をいい、政令で定める国又は地域を除く。以下この条において同じ。)へ向けた支払に係る為替取引(小切手の振出しその他の政令で定める方法によるものを除く。)を行う場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者(外国に所在して業として為替取引を行う者をいう。以下この条において同じ。)に委託するときは、当該顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを通知して行わなければならない。

2 特定事業者は、他の特定事業者から前項又はこの項の規定による通知を受けて本邦から外国へ向けた支払の委託又は再委託を受けた場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に再委託するときは、当該通知に係る事項を通知して行わなければならない。

3 特定事業者は、外国所在為替取引業者からこの条の規定に相当する外国の法令の規定による通知を受けて外国から本邦へ向けた支払又は外国から他の外国へ向けた支払の委託又は再委託を受けた場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に再委託するときは、当該通知に係る事項(主務

省令で定める事項に限る。)を通知して行わなければならない。

4 特定事業者は、他の特定事業者から前項又はこの項の規定による通知を受けて外国から本邦へ向けた支払又は外国から他の外国へ向けた支払の再委託を受けた場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に再委託するときは、当該通知に係る事項(主務省令で定める事項に限る。)を通知して行わなければならない。

(捜査機関等への情報提供等)

第十一条 国家公安委員会は、疑わしい取引の届出に係る事項、第九条、この条及び次条に規定する国家公安委員会の職務に相当する職務を行う外国の機関から提供された情報並びにこれらを整理し又は分析した結果(以下「疑わしい取引に関する情報」という。)が検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は収税官吏、税関職員、徴税吏員若しくは証券取引等監視委員会の職員(以下この条において「検察官等」という。)による組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号イ若しくは口若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項若しくは第十一条の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条若しくは第七条の罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認めるときは、これ

を検察官等に提供するものとする。

- 2 検察官等は、前項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査のため必要があると認めるときは、国家公安委員会に対し、疑わしい取引に関する情報の記録の閲覧若しくは謄写又はその写しの送付を求めることができる。

(外国の機関への情報提供)

- 第十二条 国家公安委員会は、前条第一項に規定する外国の機関に対し、その職務(第九条、前条及びこの条に規定する国家公安委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認めらる疑わしい取引に関する情報を提供することができる。

- 2 前項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供については、当該疑わしい取引に関する情報が前条第一項に規定する外国の機関の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査(その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。)又は審判(以下この条において「捜査等」という。)に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

- 3 国家公安委員会は、外国からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一

項の規定により提供した疑わしい取引に関する情報を当該要請に係る刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 国際約束（第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供に関する国際約束をいう。第五項において同じ。）に別段の定めがある場合を除き、当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

4 国家公安委員会は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

5 第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供が、疑わしい取引に関する情報を使用することが

できる外国の刑事事件の捜査等（政治犯罪についての捜査等以外の捜査等に限る。）の範囲を定めた国際約束に基づいて行われたときは、その範囲内における当該疑わしい取引に関する情報の使用については、第三項の同意があるものとみなす。

（報告）

第十三条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、特定事業者に対しその業務に関して報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入検査）

第十四条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第一項の規定は、特定事業者である日本銀行については、適用しない。

(指導等)

第十五条 行政庁は、この法律に定める特定事業者による措置の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があるとき、特定事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(是正命令)

第十六条 行政庁は、特定事業者がその業務に関して第四条第一項から第三項まで、第六条、第七条、第九条第一項若しくは第二項又は第十条の規定に違反しているとき、当該特定事業者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(国家公安委員会の意見の陳述)

第十七条 国家公安委員会は、特定事業者がその業務に関して前条に規定する規定に違反しているとき、行政庁(都道府県公安委員会を除く。以下この条において同じ。)に対し、当該特定事業者に対し前条の規定による命令を行うべき旨又は他の法令の規定により当該違反を理由として業務の停止その他の処分を行うことができる場合にあつては、当該特定事業者に対し当該処分を行うべき旨の意見を述べることができる。

2 国家公安委員会は、前項の規定により意見を述べるため必要な限度において、特定事業者に対しその業務に関して報告若しくは資料の提出を求め、又は相当と認める都道府県警察に必要な調査を行うことを指示することができる。

3 前項の指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長は、同項の調査を行うため特に必要がある^がと認められるときは、あらかじめ国家公安委員会の承認を得て、当該職員に、特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。この場合においては、第十四条第二項から第四項までの規定を準用する。

4 国家公安委員会は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、行政庁（行政庁が都道府県知事である場合にあつては、主務大臣を経由して当該都道府県知事）にその旨を通知しなければならない。

5 前項の通知を受けた行政庁は、政令で定めるところにより、国家公安委員会に対し、第十四条第一項の規定による権限の行使と第三項の規定による都道府県警察の権限の行使との調整を図るため必要な協議を求めることができる。この場合において、国家公安委員会は、その求めに応じなければならない。

（主務省令への委任）

第十八条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、主務省令で定める。

(経過措置)

第十九条 この法律の規定に基づき政令又は主務省令を制定し、又は改廃する場合には、その政令又は主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(行政庁等)

第二十条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項に関して、それぞれ当該各号に定める者とする。

- 一 第二条第二項第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十六号から第十八号まで、第二十号から第二十四号まで、第二十六号から第二十八号まで及び第四十二号に掲げる特定事業者 内閣総理大臣
- 二 第二条第二項第四号及び第五号に掲げる特定事業者 内閣総理大臣及び厚生労働大臣
- 三 第二条第二項第八号及び第九号に掲げる特定事業者 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十八条第一項に規定する行政庁

四 第二条第二項第十号から第十三号まで及び第十九号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百二十七条第一項に規定する行政庁

五 第二条第二項第十四号に掲げる特定事業者 農林水産大臣及び内閣総理大臣

六 第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者 経済産業大臣及び財務大臣

七 第二条第二項第二十五号に掲げる特定事業者 不動産特定共同事業法第四十九条第一項に規定する主

務大臣

八 第二条第二項第二十九号に掲げる特定事業者 商品取引所法第二百五十四条第一項に規定する主務大臣

九 第二条第二項第三十号及び第三十一号に掲げる特定事業者（次号に掲げる者を除く。） 内閣総理大臣

臣及び法務大臣

十 第二条第二項第三十号及び第三十一号に掲げる特定事業者のうち国債を取り扱う者 内閣総理大臣、法務大臣及び財務大臣

十一 第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者及び同項第三十八号に掲げる特定事業者のうち顧客あ

ての電話を受けてその内容を当該顧客に連絡する役務を提供する業務を行う者 総務大臣

十二 第二条第二項第三十三号及び第四十三号に掲げる特定事業者 財務大臣

十三 第二条第二項第三十四号、第三十五号及び第三十七号に掲げる特定事業者並びに同項第三十八号に掲げる特定事業者のうち顧客あての郵便物を受け取ってこれを当該顧客に引き渡す役務を提供する業務を行う者 経済産業大臣

十四 第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者 宅地建物取引業法第三条第一項の免許をした国土交通大臣又は都道府県知事（みなし宅地建物取引業者である特定事業者にあつては、国土交通大臣）

十五 第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者 法務大臣

十六 第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者 都道府県知事

2 前項の規定にかかわらず、第十条第一項に規定する特定事業者（第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者を除く。）に係る第十条に定める事項に関する行政庁は、前項に定める行政庁及び財務大臣とする。

3 第一項の規定にかかわらず、特定事業者のうち金融商品取引法第三十三条の二に規定する登録を受けた者が登録金融機関業務（同法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務をいう。第六項第

一 号において同じ。) を行う場合には、当該登録金融機関業務に係る事項に関する行政庁は、内閣総理大臣とする。

4 第一項の規定にかかわらず、第二条第二項第三十七号に掲げる特定事業者のうち古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第三条第一項の許可を受けた者が同法第二条第一項の古物である貴金属等の売買の業務を行う場合には、当該業務に係る事項に関する行政庁は、都道府県公安委員会とする。この場合において、道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

5 内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

6 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限（第九条、第十五条及び第十六条に関するものを除く。次項において「金融庁長官権限」という。）のうち、次に掲げる行為に係るものを証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第二条第二項第二十号及び第二十二号に掲げる特定事業者による行為

二 登録金融機関業務に係る行為

7 金融庁長官は、政令で定めるところにより、金融庁長官権限のうち、第二条第二項第二十一号、第三十号及び第三十一号に掲げる特定事業者による行為（前項各号に掲げる行為を除く。）に係るものを証券取引等監視委員会に委任することができる。

8 前二項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の命令についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立ては、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

9 この法律に規定する行政庁の権限に属する事務（この法律の規定により都道府県知事又は都道府県公安委員会の権限に属することとされている事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

10 前各項に規定するもののほか、第九条及び第十三条から第十七条までの規定による行政庁の権限の行使に関して必要な事項は、政令で定める。

（主務大臣等）

第二十一条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 次のイからホまでに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項（次号から第四号までに掲げる事項を除く。）に関して、それぞれ当該イからホまでに定める大臣

イ 口からホまでに掲げる特定事業者以外の特定事業者 前条第一項に定める行政庁である大臣

ロ 第二条第二項第八号及び第九号に掲げる特定事業者 農業協同組合法第九十八条第二項に規定する

主務大臣

ハ 第二条第二項第十号から第十三号まで及び第十九号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法第二百一十七条第二項に規定する主務大臣

ニ 第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者 国土交通大臣

ホ 第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者 総務大臣

二 前条第二項に規定する特定事業者に係る同項に規定する事項 前号イからハまでに定める大臣及び財務大臣

三 前条第三項に規定する特定事業者に係る同項に規定する事項 内閣総理大臣

四 前条第四項に規定する特定事業者に係る同項に規定する事項 国家公安委員会

2 この法律における主務省令は、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が共同で発する命令とする。

(事務の区分)

第二十二條 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げる者に係るものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

- 一 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 二 水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合
- 三 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会
- 四 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合
- 五 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

(罰則)

第二十三条 第十六条の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三条若しくは第十七条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二 第十四条第一項若しくは第十七条第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十五条 本人特定事項を隠ぺいする目的で、第四条第四項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十二号に掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。）との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用の

カード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの（以下「預貯金通帳等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、五十万円以下の罰金に処する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務

に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十三条 三億円以下の罰金刑

二 第二十四条 二億円以下の罰金刑

三 第二十五条 同条の罰金刑

(金融商品取引法の準用)

第二十八条 金融商品取引法第九章の規定は、第二十条第六項各号に掲げる行為に係る第二十五条及び前条第三号に規定する罪の事件について準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第二項(第二十二号及び第二十四号を除く。)、第四条から第十条まで及び第十三条から第二

十八条までの規定並びに次条、附則第五条から第七条まで、附則第九条から第十二条まで及び附則第十四条から第十八条までの規定、附則第十九条中証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第百八十九条及び第百九十条の改正規定並びに同法第百九十六条の改正規定（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）附則第二百二十七条の改正規定を削る部分に限る。）、附則第二十条の規定、附則第二十三条中金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）第八条の改正規定及び同法第二十条第一項の改正規定並びに附則第二十七条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条第二項第二十二号の規定 前号に定める日（以下「一部施行日」という。）又は証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日のいずれか遅い日

三 第二条第二項第二十四号の規定 一部施行日又は信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九号）の施行の日のいずれか遅い日

四 附則第八条の規定 一部施行日又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備

等に関する法律の施行の日のいずれか遅い日

五 附則第二十一条の規定 この法律の施行の日（附則第三条において「施行日」という。）又は犯罪の

国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十九年

法律第 号）の施行の日のいずれか遅い日

（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の廃止）

第二条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における第十一条第一項の規定の適用については、同項中「収税官吏、税関職員、徴税吏員」とあるのは「税関職員」と、「第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項」とあるのは「別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪、組織的

犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条」とする。

第四条 一部施行日の前日までの間における次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第十一条第一項</p>	<p>疑わしい取引の届出</p>		<p>組織的犯罪処罰法第五十四条第一項の規定による届出</p>
<p>第十二条第一項</p>	<p>第九条、</p>	<p>同条並びに</p>	<p>組織的犯罪処罰法第五十四条並びに</p>

第五条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日が一部施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第二項の規定の適用については、同項第三十号中「社債、株式等の振替に関する法律」とあるのは「株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第二条第二項に規定する保管振替機関及び社債等の振替に関する法律」と、同項第三十一号中「社債、株式等の振替に関する法律」とあるのは「株券等の保管及び振替に関する法律第二条第三項に規定する参加者及び社債等の振替に関する法律」とする。

第六条 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の日が一部施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第二項第三十二号及び第十条第一項の規定の適用については、同号中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とあるのは「日本郵政公社」と、同項中「第十五号まで」とあるのは「第十五号まで及び第三十二号」とする。

2 前項に規定する場合には、郵政民営化法の施行の日前に、日本郵政公社の業務（同法、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）又は郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）の規定により郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行（以下この条において単に「郵便貯金銀行」という。）の業務とされるもの（郵政民営化法の施行の日において行われたとしたならば郵便貯金銀行の業務とされるものを含む。以下この条において「郵便貯金銀行移行業務」という。）に限る。）に関し、この法律の規定により、日本郵政公社に対して行い、又は日本郵政公社が行った処分、手続その他の行為は、この法律の規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他の行為とみなす。

3 第一項に規定する場合には、郵政民営化法の施行の日前に、日本郵政公社の業務（郵便貯金銀行

移行業務を除く。) に関し、この法律の規定により、日本郵政公社に対して行い、又は日本郵政公社が行った処分、手続その他の行為は、この法律の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に對して行い、又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が行った処分、手続その他の行為とみなす。

4 第一項に規定する場合には、郵政民営化法の施行の日前に日本郵政公社が行った特定業務に関する同日以後の第九条の規定の適用については、郵便貯金銀行移行業務は郵便貯金銀行が、郵便貯金銀行移行業務以外の日本郵政公社の業務は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構がそれぞれ行ったものとみなす。

第七条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日が一部施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第二項第二十号	金融商品取引法（昭和二十三年法律	証券会社、外国証券業者に関する法律
	第二十五号）第二条第九項に規定す	（昭和四十六年法律第五号）第二条第

る金融商品取引業者

二号に規定する外国証券会社（第二十条第六項第一号において単に「外国証券会社」という。）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者（第二十条第六項第一号において単に「投資信託委託業者」という。）、信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第十一項に規定する信託受益権販売業者、
抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四号）第二条第二項に規定する抵当証券業者、商品投

<p>第二十条第一項第一号</p>	<p>号 第二条第二項第二十一</p>	
<p>から第二十四号まで</p>	<p>金融商品取引法第二条第二十項</p>	
<p>、第二十一号、第二十三号、第二十四</p>	<p>証券取引法（昭和二十三年法律第二十 五号）第二条第三十二項</p>	<p>資に係る事業の規制に関する法律（平 成三年法律第六十六号）第二条第五項 に規定する商品投資販売業者（第二十 条第一項第一号において単に「商品投 資販売業者」という。）及び金融先物 取引法（昭和六十三年法律第七十七号 ）第二条第十二項に規定する金融先物 取引業者（第二十条第六項第一号にお いて単に「金融先物取引業者」という 。）</p>

<p>第二十条第六項第一号</p>	<p>第二十条第三項</p>	
<p>第二条第二項第二十号及び第二十二</p>	<p>金融商品取引法第三十三條の二 登録金融機関業務（同法第三十三條 の五第一項第三号に規定する登録金 融機関業務をいう。第六項第二号に おいて同じ。） 当該登録金融機関業務</p>	<p>内閣総理大臣</p>
<p>第二条第二項第二十号に掲げる特定事</p>	<p>当該行為 同法第六十五条第二項各号に掲げる有 価証券又は取引に係る同項各号に定め る行為（同条第一項ただし書に該当す るものを除く。）</p>	<p>号 内閣総理大臣（同項第二十号に掲げる 特定事業者（商品投資販売業者に限る 。）にあつては、商品投資に係る事業 の規制に関する法律第四十九条第一項 に規定する主務大臣） 証券取引法第六十五条の二第一項</p>

	号に掲げる特定事業者	業者（証券会社、外国証券会社、投資 信託委託業者及び金融先物取引業者に 限る。）
第二十条第六項第二号	登録金融機関業務に係る	第三項に規定する
第二十八条（見出しを 含む。）	金融商品取引法	証券取引法

第八条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から起算して六年を経過する日までの間における第二条第二項第二十号及び第二十条第六項第一号の規定の適用については、第二条第二項第二十号中「金融商品取引業者」とあるのは「金融商品取引業者（第二十条第六項第一号において単に「金融商品取引業者」という。）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第一項に規定する旧抵当証券業者」と、第二十条第六項第一号中「第二条第二項第二十号及び第二十二号」とあるのは「第二条第二項第二十号に掲げる特定事業者（金融商品取引業者に限る。）及び同項第二十二号」とする。

第九条 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日が一部施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二十条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第二十四号」とあるのは、「第二十三号」とする。

第十条 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）の施行の日が一部施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第二項第二十七号及び第二十八号の規定の適用については、これらの規定中「貸金業法」とあるのは、「貸金業の規制等に関する法律」とする。

（地方自治法の一部改正）

第十一条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の項及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）の項を削り、同表に次のように加える。

犯罪による収益

一の法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げ

<p>の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）</p>	<p>る者に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 農業協同組合法第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会 二 水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合 三 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会 四 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合 五 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会
----------------------------------	---

（外国為替及び外国貿易法の一部改正）

第十二条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号中「居所」の下に「（本邦内に住所又は居所を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、財務省令で定める事項）」を加える。

（組織的犯罪処罰法の一部改正）

第十三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十四条第三項中「金融庁長官」の下に「。次項において同じ。」を加え、同条第四項中「、主務大臣が内閣総理大臣である場合を除き」を削り、「金融庁長官」を「国家公安委員会」に改める。

第五十五条から第五十八条までを次のように改める。

第五十五条から第五十八条まで 削除

第十四条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 疑わしい取引の届出（第五十四条 第五十八条）」を「第五章 削除」に改める。

第一条中「並びに疑わしい取引の届出」を削る。

第五章を次のように改める。

第五章 削除

第五十四条から第五十八条まで 削除

（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第十五条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十三条中「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）」に改める。

附則第二百二十七条を次のように改める。

第二百二十七条 削除

（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の一部改正）

第十六条 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを「（犯罪による収益の移転防止に関する法律の適用）」に改め、同条中「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）」

）第十三条第二項」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十条第三項」に改める。

（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日が一部施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第八条の規定の適用については、同条中「第二十条第三項」とあるのは、「附則第七条の規定により読み替えて適用する同法第二十条第三項」とする。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十八条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第百十三条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第五十四条第一項の改正規定を削る。

第二百二十二条を次のように改める。

第二百二十二条 削除

附則第百八条を次のように改める。

第百八条 削除

附則第百十四条を次のように改める。

第百十四条 削除

(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十九条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第七十八条のうち組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表第二中第十六号を第三十一号とし、第十五号を第二十八号とし、同号の次に二号を加える改正規定の前に次のように加える。

第十三条第二項第四号中「別表第二第九号」を「別表第二第十九号」に改める。

第百八十九条及び第百九十条を次のように改める。

第八百八十九条及び第九十条 削除

第九十六条のうち株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律附則第五十五条の改正規定中「第百三条第一項」の下に「中「超える」を、「第百三条の二第一項」の下に「中「数の」を加え、同法附則第二百二十七条の改正規定を削る。

(貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十条 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第五十七条を次のように改める。

第五十七条 削除

(犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第三条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第五十六条第一項の改正規定を削る。

(警察法の一部改正)

第二十二條 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中第二十四号を第二十五号とし、第八号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析並びに関係機関に対する提供に関すること。

第十二條の二第一項中「第五條第二項第二十三号」を「第五條第二項第二十四号」に改める。

第二十三條第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 犯罪による収益の移転防止に関すること。

第二十三條第二項中「第七号」を「第八号」に改める。

第三十條第一項中「第十三号まで、第十五号から第十八号まで及び第二十一号から第二十四号」を「第十四号まで、第十六号から第十九号まで及び第二十二号から第二十五号」に改める。

第三十三條第一項中「第五條第二項第十六号及び第十七号」を「第五條第二項第十七号及び第十八号」に改める。

(金融庁設置法の一部改正)

第二十三条 金融庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二十三号の二を削る。

第八条中「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)」に改める。

第二十条第一項中「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に改める。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二十四条 この法律の規定による廃止又は改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律又はこの法律の規定による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律又はこの法律の規定による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十五条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二十七条 犯罪による収益の移転防止のための制度については、この法律の施行状況、犯罪による収益の移転防止に関する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

犯罪による収益の移転防止に関する法律案 新旧対照条文 目次

一	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	1
二	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）	3
三	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）	4
四	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）	8
五	株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）	10
六	日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第六十五号）	11
七	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）	12
八	証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）	15
九	貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第一百五十五号）	19
十	犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）	20
十一	警察法（昭和二十九年法律第六十二号）	21
十二	金融庁設置法（平成十年法律第三百三十号）	23

改正案

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

(削る。)	(削る。)	(略)	(略)
(略)	(略)	(削る。)	(略)

現行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

(略)	(略)	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）	第五十四条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務
金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成	(略)	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げる者に係るもの 一 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会 二 水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合	

		<p>(略)</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第</p>	<p>(略)</p> <p>この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げる者に係るもの</p> <p>一 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会</p> <p>二 水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合</p> <p>三 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会</p> <p>四 水産業協同組合法第九十二条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合</p> <p>五 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会</p>
--	--	---	---

<p>(略)</p> <p>十四年法律第三十二号)</p>	<p>(略)</p> <p>三 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会</p> <p>四 水産業協同組合法第九十二条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合</p> <p>五 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会</p>		
-------------------------------	---	--	--

改正案	現行
<p>（銀行等の本人確認義務等）</p> <p>第十八条 銀行等は、次の各号に掲げる顧客と本邦から外国へ向けた支払又は非居住者との間でする支払等（当該顧客が非居住者である場合を除く。）に係る為替取引（政令で定める小規模の支払又は支払等に係るものを除く。以下「特定為替取引」という。）を行うに際しては、当該顧客について、運転免許証の提示を受ける方法その他の財務省令で定める方法による当該各号に定める事項（以下「本人特定事項」という。）の確認（以下「本人確認」という。）を行わなければならない。</p> <p>一 自然人 氏名、住所又は居所（本邦内に住所又は居所を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、財務省令で定める事項）及び生年月日</p> <p>二 法人 名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>2、4（略）</p>	<p>（銀行等の本人確認義務等）</p> <p>第十八条 銀行等は、次の各号に掲げる顧客と本邦から外国へ向けた支払又は非居住者との間でする支払等（当該顧客が非居住者である場合を除く。）に係る為替取引（政令で定める小規模の支払又は支払等に係るものを除く。以下「特定為替取引」という。）を行うに際しては、当該顧客について、運転免許証の提示を受ける方法その他の財務省令で定める方法による当該各号に定める事項（以下「本人特定事項」という。）の確認（以下「本人確認」という。）を行わなければならない。</p> <p>一 自然人 氏名、住所又は居所及び生年月日</p> <p>二 法人 名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>2、4（略）</p>

改正案	現行
<p>（金融機関等による疑わしい取引の届出等） 第五十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の届出を受けたときは、速やかに、当該届出に係る事項を主務大臣（主務大臣が内閣総理大臣である場合にあっては、金融庁長官、次項において同じ。）に通知するものとする。</p> <p>4 主務大臣は、第一項の届出又は前項の通知を受けたときは、速やかに、当該届出又は通知に係る事項を国家公安委員会に通知するものとする。</p> <p>5（略）</p> <p>第五十五条から第五十八条まで 削除</p>	<p>（金融機関等による疑わしい取引の届出等） 第五十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の届出を受けたときは、速やかに、当該届出に係る事項を主務大臣（主務大臣が内閣総理大臣である場合にあっては、金融庁長官）に通知するものとする。</p> <p>4 主務大臣は、第一項の届出又は前項の通知を受けたときは、主務大臣が内閣総理大臣である場合を除き、速やかに、当該届出又は通知に係る事項を金融庁長官に通知するものとする。</p> <p>5（略）</p> <p>第五十五条 削除</p> <p>（捜査機関等への情報提供等） 第五十六条 金融庁長官は、第五十四条の規定により金融庁長官に届け出られ又は通知された事項、この章に規定する金融庁長官の職務に相当する職務を行う外国の機関から提供された情報及びこれらを整理し又は分析した結果（以下「疑わしい取引に関する情報」という。）が検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は税関職員若しくは証券取引等監視委員会の職</p>

員（以下この条において「検察官等」という。）による別表若しくは第二
条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規
定する罪、第九条第一項から第三項まで、第十条若しくは第十一条の罪、
麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条若しくは第
七条の罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認めるとき
は、これを検察官等に提供するものとする。

2 | 検察官等は、前項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調
査のため必要があると認めるときは、金融庁長官に対し、疑わしい取引に
関する情報の記録の閲覧若しくは謄写又はその写しの送付を求めることが
できる。

（外国の機関への情報提供）

第五十七条 金融庁長官は、前条第一項に規定する外国の機関に対し、その
職務（この章に規定する金融庁長官の職務に相当するものに限る。次項に
おいて同じ。）の遂行に資すると認める疑わしい取引に関する情報を提供
することができる。

2 | 前項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供については、当該疑
わしい取引に関する情報が前条第一項に規定する外国の機関の職務の遂行
以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事
件の捜査（その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。）又は審
判（以下この条において「捜査等」という。）に使用されないよう適切な
措置がとられなければならない。

3 | 金融庁長官は、外国からの要請があったときは、次の各号のいずれかに

該当する場合を除き、第一項の規定により提供した疑わしい取引に関する情報を当該要請に係る刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 国際約束（第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供に関する国際約束をいう。第五項において同じ。）に別段の定めがある場合を除き、当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

4 金融庁長官は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならぬ。

5 第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供が、疑わしい取引に関する情報を使用することができる外国の刑事事件の捜査等（政治犯罪についての捜査等以外の捜査等に限る。）の範囲を定めた国際約束に基づいて行われたときは、その範囲内における当該疑わしい取引に関する情報の使用については、第三項の同意があるものとみなす。

（関係行政機関の協力）

第五十八条 関係行政機関は、この章の規定の実施について、相互に協力するものとする。

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行（附則第十三条による改正後のもの。）</p>
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 削除</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>雑則（略）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることにかんがみ、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例等について定めることを目的とする。</p> <p>第五章 削除</p> <p>第五十四条から第五十八条まで 削除</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 疑わしい取引の届出（第五十四条 第五十八条）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>雑則（略）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることにかんがみ、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例並びに疑わしい取引の届出等について定めることを目的とする。</p> <p>第五章 疑わしい取引の届出</p> <p>（金融機関等による疑わしい取引の届出等）</p> <p>第五十四条 銀行、日本郵政公社その他の政令で定める金融機関及びその他政令で定める者（以下この条において「金融機関等」という。）は、政令</p>

で定める業務において收受した財産が犯罪収益等若しくは薬物犯罪収益等である疑いがあり、又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に関し第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を主務大臣（主務大臣が内閣総理大臣である場合にあつては金融庁長官とし、政令で定める金融機関等にあつては都道府県知事とする。）に届け出なければならない。

2| 金融機関等（その役員及び使用人を含む。）は、前項の規定による届出を行おうとすること又は行ったことを当該届出に係る取引の相手方又はその者の関係者に漏らしてはならない。

3| 都道府県知事は、第一項の届出を受けたときは、速やかに、当該届出に係る事項を主務大臣（主務大臣が内閣総理大臣である場合にあつては、金融庁長官。次項において同じ。）に通知するものとする。

4| 主務大臣は、第一項の届出又は前項の通知を受けたときは、速やかに、当該届出又は通知に係る事項を国家公安委員会に通知するものとする。

5| 第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五十五条から第五十八条まで 削除

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）（附則第十五条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第十三条 附則第七条第一項前段、第三項前段若しくは第五項前段の規定又は附則第八条第四項前段若しくは附則第九条第二項本文の申出による口座の開設については、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第 号）の規定は、適用しない。</p> <p>第一百二十七条 削除</p>	<p>附則</p> <p>第十三条 附則第七条第一項前段、第三項前段若しくは第五項前段の規定又は附則第八条第四項前段若しくは附則第九条第二項本文の申出による口座の開設については、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）の規定は、適用しない。</p> <p>（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部改正）</p> <p>第一百二十七条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条第三十四号及び第三十五号を次のように改める。</p> <p>三十四及び三十五 削除</p> <p>第二条第三十六号及び第三十七号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。</p> <p>第十三条第五項本文中「及び第三十四号から第三十七号まで」を、「第三十六号及び第三十七号」に改める。</p>

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）（附則第十六条関係）

改正案	現行
<p>（犯罪による収益の移転防止に関する法律の適用）</p> <p>第八条 第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第 号）第二十条第三項中「第三十三条の二」とあるのは「第三十三条の二（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「金融商品取引法」とする。</p>	<p>（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の適用）</p> <p>第八条 第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十三条第二項中「第三十三条の二」とあるのは「第三十三条の二（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「金融商品取引法」とする。</p>

改正案	現行
<p>（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）</p> <p>第百十三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律百三十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（削る。）</p> <p>（略）</p> <p>第百二十二条 削除</p> <p>附則</p> <p>第百八条 削除</p>	<p>（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）</p> <p>第百十三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律百三十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第五十四条第一項中「、日本郵政公社」を削る。</p> <p>（略）</p> <p>（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部改正）</p> <p>第百二十二条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条第三十八号を次のように改める。</p> <p>三十八 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構</p> <p>附則</p> <p>（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第百八条 郵便貯金銀行及び機構は、この法律の施行前に旧公社が政令で定める業務において收受した財産が犯罪収益等（第百十三条の規定による改</p>

正前の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第二条第四項に規定する犯罪収益等をいう。）若しくは薬物犯罪収益等（同条第七項に規定する薬物犯罪収益等をいう。）である疑いがあり、又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に関し同法第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を主務大臣（主務大臣が内閣総理大臣である場合にあつては、金融庁長官）に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、第一百三十三条の規定による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の規定の適用については、同法第五十四条第一項の届出とみなす。

（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百十四条 この法律の施行前に、第二百二十二条の規定による改正前の金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為（次に掲げる業務に係るものを除く。）は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、同条の規定による改正後の金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（同項において「新法」という。）の相

当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他の行為とみなす。

一 旧郵便貯金法の規定による業務（附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金に係るものに限る。）

二 旧郵便為替法の規定による業務（附則第八条第一項各号に掲げる郵便為替（旧軍事郵便貯金等特別処理法第一条第一号に規定する軍事郵便為替に該当するもの及び同条第四号に規定する外地郵便為替に該当するものに限る。）に係るものに限る。）

三 旧郵便振替法の規定による業務（附則第十二条第一項第四号に掲げる郵便振替（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものに限る。）に係るもの及びこの法律の施行の際現に存する旧郵便振替法の規定による郵便振替の口座（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものに限る。）の預り金に係るものに限る。）

四 旧郵便貯金利子寄附委託法の規定による業務

五 旧郵便振替預り金寄附委託法の規定による業務

六 旧簡易生命保険法の規定による業務

2 この法律の施行前に、旧法の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為（前項各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、新法の相当する規定により機構に対して行い、又は機構が行った処分、手続その他の行為とみなす。

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）（附則第十九条関係）

改正案	現行
<p>（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正） 第七十八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十三条第二項第四号中「別表第二第九号」を「別表第二第十九号」に改める。</p> <p>別表第二中第十六号を第三十一号とし、第十五号を第二十八号とし、同号の次に次の二号を加える。</p> <p>（略）</p> <p>第百八十九条及び第百九十条 削除</p>	<p>（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正） 第七十八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第二中第十六号を第三十一号とし、第十五号を第二十八号とし、同号の次に次の二号を加える。</p> <p>（略）</p> <p>（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部改正） 第百八十九条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第十八号を削り、同条第十七号の二を同条第十八号とし、同条第十九号を次のように改める。</p> <p>十九 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者</p>

第二条第二十号中「証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一条第三十二項」を「金融商品取引法第二条第三十項」に改める。

第二条第二十一号を次のように改める。

二十一 削除

第二条第二十四号を次のように改める。

二十四 削除

第二条第二十六号及び第二十七号を次のように改める。

二十六及び二十七 削除

第二条第三十三号を次のように改める。

三十三 削除

第十三条第一項第一号中「第二十一号」を「第二十号」に、「から第二十六号まで、」を「、第二十五号及び」に改め、「及び第三十三号」を削り、同項第七号を次のように改める。

七 削除

第十三条第一項に次の一号を加える。

十四 第一条第四十号に掲げる金融機関等 政令で定める行政庁

第十三条第二項中「証券取引法第六十五条の二第一項」を「金融商品取引法第三十三条の二」に、「同法第六十五条第二項各号に掲げる有価証券又は取引に係る同項各号に定める行為（同条第一項ただし書に該当するものを除く。）」を「登録金融機関業務（同法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務をいう。第四項第一号において同じ。）」に、「当該行為」を「当該登録金融機関業務」に改め、同条第四項第一号中「第二条第十八号、第十九号、第二十一号及び第三十三号」を「第二条第

十九号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 登録金融機関業務に係る行為

第十八条（見出しを含む。）中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十条 この法律の施行の際現に第五十七条第二項の規定によりなお効力を有するものとされる旧抵当証券業規制法の規定により抵当証券の販売又はその代理若しくは媒介を行っている旧抵当証券業者については、前条の規定による改正前の金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第二条第二十六号及び第十三条第一項第一号の規定は、施行日から起算して六年を経過する日までの間は、なお効力を有する。

（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十六条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

（略）

附則第五十五条中「第二十八条の四第二項」を「第二十九条の四第二項」に、「第三十四条第一項第一号の二、第六十五条第二項第一号」を「第

（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十六条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

（略）

附則第五十五条中「第二十八条の四第二項」を「第二十九条の四第二項」に、「第三十四条第一項第一号の二、第六十五条第二項第一号」を「第

三十三条第二項第一号「に、」第百三条第一項中「超える」を「第百三条の二第一項中」数の「」に改める。

(略)

(削る。)

(略)

三十三条第二項第一号「に、」第百三条第一項」を「第百三条の二第一項」に改める。

(略)

附則第二百二十七条中「第十三条第五項本文中「及び」を「第十三条第一項第十号中」「」に改め、「まで」を「の下に」「第三十六号及び第三十七号」に、同条第五項中「及び第三十四号から第三十七号まで」を「を加える。」

(略)

<p>改 正 案</p>	<p>附則 第五十七條 削除</p>
<p>現 行</p>	<p>附則 （金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部改正） 第五十七條 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。 第二條第二十九号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。</p>

改 正 案	現 行
<p>（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正） 第三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。 （略） （削る。）</p>	<p>（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正） 第三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。 （略） 第五十六条第一項中「税関職員」を「<u>収税官吏、税関職員、徴税吏員</u>」に、「別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪、第九条第一項から第三項まで、第十条」を「<u>第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪</u>」、組織的犯罪処罰法第十条第三項」に改める。 （略）</p>

改正案	現行
<p>（任務及び所掌事務）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析並びに關係機關に對する提供に關すること。</p> <p>九～二十五（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（監察の指示等）</p> <p>第十二條の二 国家公安委員会は、<u>第五条第二項第二十四号</u>の監察について必要があると認めるときは、警察庁に對する同項の規定に基づく指示を具體的又は個別的な事項にわたるものとしてすることができる。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（刑事局の所掌事務）</p> <p>第二十三條 刑事局においては、警察庁の所掌事務に關し、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>（任務及び所掌事務）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八～二十四（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（監察の指示等）</p> <p>第十二條の二 国家公安委員会は、<u>第五条第二項第二十三号</u>の監察について必要があると認めるときは、警察庁に對する同項の規定に基づく指示を具體的又は個別的な事項にわたるものとしてすることができる。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（刑事局の所掌事務）</p> <p>第二十三條 刑事局においては、警察庁の所掌事務に關し、次に掲げる事務をつかさどる。</p>

<p>一〇六 (略)</p> <p>七 犯罪による収益の移転防止に関すること。</p> <p>八 (略)</p> <p>2 組織犯罪対策部においては、前項第一号に掲げる事務のうち次に掲げるもの及び同項第四号から第八号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(管区警察局の設置)</p> <p>第三十条 警察庁に、その所掌事務のうち、第五条第二項第二号、第四号から第十四号まで、第十六号から第十九号まで及び第二十二号から第二十五号までに掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、管区警察局を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部)</p> <p>第三十三条 警察庁に、その所掌事務のうち、東京都及び北海道の区域における第五条第二項第十七号及び第十八号に掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部を置く。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>一〇六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>2 組織犯罪対策部においては、前項第一号に掲げる事務のうち次に掲げるもの及び同項第四号から第七号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(管区警察局の設置)</p> <p>第三十条 警察庁に、その所掌事務のうち、第五条第二項第二号、第四号から第十三号まで、第十五号から第十八号まで及び第二十一号から第二十四号までに掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、管区警察局を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部)</p> <p>第三十三条 警察庁に、その所掌事務のうち、東京都及び北海道の区域における第五条第二項第十六号及び第十七号に掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部を置く。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十三（略）</p> <p>（削る。）</p> <p>二十四～二十七（略）</p> <p>（証券取引等監視委員会）</p> <p>第八条 証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）は、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）、資産の流動化に関する法律、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第 号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十三（略）</p> <p>二十三の二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第五章の規定に基づいて、届出及び通知を受けた事項並びに提供を受けた情報の整理及び分析並びに疑わしい取引に関する情報の提供を行うこと。</p> <p>二十四～二十七（略）</p> <p>（証券取引等監視委員会）</p> <p>第八条 証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）は、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）、資産の流動化に関する法律、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>

(勧告)

第二十条 委員会は、社債等登録法、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、株券等の保管及び振替に関する法律、資産の流動化に関する法律、社債等の振替に関する法律又は犯罪による収益の移転防止に関する法律（これらの法律に基づき命令を含む。）の規定に基づき、検査、報告若しくは資料の提出の命令、質問若しくは意見の徴取又は犯則事件の調査（次条において「証券取引検査等」という。）を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官に勧告することができる。

2
(略)

(勧告)

第二十条 委員会は、社債等登録法、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、株券等の保管及び振替に関する法律、資産の流動化に関する法律、社債等の振替に関する法律又は金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（これらの法律に基づき命令を含む。）の規定に基づき、検査、報告若しくは資料の提出の命令、質問若しくは意見の徴取又は犯則事件の調査（次条において「証券取引検査等」という。）を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官に勧告することができる。

2
(略)

犯罪による収益の移転防止に関する法律案に対する附帯決議

平成十九年三月二十三日
衆議院内閣委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一 警察の特定事業者に対する報告聴取・立入り検査については、本来の目的を超え、濫用されることがないようにすること。また、一般国民への不当な権利侵害がないよう、留意すること。

さらに、警察の行政庁に対する意見陳述については、本来の目的を超え、濫用されることがないようにすること。

二 犯罪による収益の移転防止のための制度に係る今後の検討については、本法において土業等特定事業者が「疑わしい取引」の届出義務の対象外とされている趣旨に鑑み、これらの事業者が有する自治の原則または守秘義務の遵守等に十分に配慮すること。また検討状況の公開が逐次行われること。

三 「疑わしい取引」については、政令で定める事項を行政庁に届け出ることとなつてはいるが、これらの判断の要件が明確でない場合、土業を除く特定事業者はそ

の判断に窮し、正当な取引を含めて膨大な記録の保存・報告を余儀なくされるおそれがある。「疑わしい取引」の判断要件をできるかぎり明定するとともに、広く周知させること。また政省令等の規定に当たっては、特定事業者の意見を十分に取り入れること。

四 本人確認・取引記録の保存が特定事業者の業務等に負担とならないよう配慮すること。

五 法施行に当たっては、職務上の守秘義務を有するいわゆる士業等特定事業者に十分配慮した運用がなされること。

六 届出情報の整理・分析を国家公安委員会が行うにあたっては、外部に対する情報の漏洩等が発生しないよう特に留意すること。また内閣官房情報セキュリティセンターが平成十八年に実施した「府省庁の情報セキュリティ対策の実施状況に関する重点検査及び評価結果」における警察庁に対する評価結果に鑑み、情報セキュリティ対策の早急な改善と情報管理の徹底を図ること。

犯罪による収益の移転防止に関する法律案に対する附帯決議

〔平成十九年三月二十九日
参議院内閣委員会〕

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一、犯罪による収益の移転防止及びテロ資金対策においては、国際的な連携を十分に図ること。また、金融活動作業部会（FATF）等におけるルール作りにおいては、我が国の国情を踏まえつつ、主体的な役割を果たすことができるよう体制を整えること。

二、本法による措置の実施に当たっては、国民及び特定事業者に過度な負担を負わせ、その結果、健全な経済活動を萎縮させることがないように十分配慮すること。

三、本法により新たに疑わしい取引の届出を行うこととなる特定事業者に対し、疑わしい取引の判断要件をできる限り明確に示すこと。

四、本法において疑わしい取引の届出が義務付けられていない、いわゆる土業等特定事業者が、疑わしい取引と認識して自ら届出を行った場合については、免責を受けることを可能とする等、守秘義務との両立を図ることができるよう措置を

検討すること。

五、疑わしい取引の届出に係る情報の取扱いについては、特定事業者から届出を受ける行政庁はもとより、当該情報その他の犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析を行う国家公安委員会において、外部への漏洩等が発生しないよう、情報管理の徹底等に十分留意すること。

六、国家公安委員会が金融情報機関（ＦＩＵ）としての機能を十分発揮できるよう、金融庁のノウハウを活用するほか、情報の集約、整理及び分析に当たる人材の育成等体制整備を図ること。

七、国家公安委員会による行政庁への意見陳述及び都道府県警察による特定事業者への立入検査等については、本来の目的を超え、濫用されることがないようにすること。また、一般国民への不当な権利侵害がないよう留意すること。

八、本法の施行状況等を勘案して行われる犯罪による収益の移転防止のための制度の検討に当たっては、土業等特定事業者が有する自治の原則又は守秘義務の遵守、並びにこれらの事業者が疑わしい取引の届出の対象とされていない趣旨等に十分配慮すること。

右決議する。

国家公安委員会規則第九号

警察法施行令（昭和二十九年政令第五百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、疑わしい取引に関する情報取扱規則を次のように定める。

平成十九年四月一日

国家公安委員会委員長 溝手 顕正

疑わしい取引に関する情報取扱規則

（目的）

第一条 この規則は、疑わしい取引に関する情報の保管に係る措置、検察官等又は外国の機関への提供の方法その他疑わしい取引に関する情報について必要な事項（第九条第三項において「疑わしい取引に関する情報の保管に係る措置等」という。）を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 疑わしい取引に関する情報 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）

以下「法」という。）第十一条第一項に規定する疑わしい取引に関する情報をいう。

二 通知 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百二十六号。第四号において「組織的犯罪処罰法」という。）第五十四条第四項の規定による国家公安委員会への通知をいう。

三 外国の機関 法第十一条第一項に規定する外国の機関をいう。

四 金融機関等 組織的犯罪処罰法第五十四条第一項に規定する金融機関等をいう。

五 外国の機関の職務 法第十二条第一項に規定する職務をいう。

（通知の受理）

第三条 警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官（以下「犯罪収益移転防止管理官」という。）

（ ）は、通知があつたときは、当該通知に係る記録を作成するとともに、当該通知を行った者に対し、別記様式第一号により作成した受理書を交付しなければならない。

（保管等）

第四条 犯罪収益移転防止管理官は、電子計算機を用いた検索ができるように、通知又は外国の機関からの

提供があつた情報（次項において「通知等に係る情報」という。）の整理及び保管を行わなければならない。

2 犯罪収益移転防止管理官は、通知等に係る情報相互の関連性及び組織犯罪に関連する情報を総合的に勘案して、通知等に係る情報の分析を行わなければならない。

3 犯罪収益移転防止管理官は、疑わしい取引に関する情報の保管に当たっては、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（検察官等への提供等）

第五条 法第十一条第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供は、取引の相手方及び態様、金融機関等が届出を行う理由その他の疑わしい取引に関する情報に係る事項を総合的に勘案し、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は税関職員若しくは証券取引等監視委員会の職員（以下「検察官等」という。）による同項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認められるときに行うものとする。

2 前項の場合において、検察官等（警察官を除く。）への提供は、当該提供の相手方と協議して定めた方

法により行うものとする。

3 第一項の場合において、警察官への提供は、疑わしい取引に関する情報を記載し、又は記録した文書又は電磁的記録を提供することにより行うものとする。

4 犯罪収益移転防止管理官は、第一項の提供に当たっては、当該提供に係る記録を作成しなければならない。
い。

(記録の閲覧若しくは謄写又はその写しの送付)

第六条 犯罪収益移転防止管理官は、法第十一条第二項の規定による疑わしい取引に関する情報の記録の閲覧又は謄写の求めがあつたときは、当該求めを行った検察官等から別記様式第二号により作成した請求書を徴し、当該記録の閲覧又は謄写に当たっては、当該閲覧又は謄写に係る記録を作成しなければならない。

2 犯罪収益移転防止管理官は、法第十一条第二項の規定による疑わしい取引に関する情報の記録の写しの送付の求めがあつたときは、当該求めを行った検察官等から別記様式第三号により作成した請求書を徴し、当該記録の写しの送付に当たっては、別記様式第四号により作成した文書を添付して行うとともに、当該写しの送付に係る記録を作成しなければならない。

(外国の機関への提供)

第七条 法第十二条第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供は、取引の相手方及び態様、金融機関等が届出を行う理由その他の疑わしい取引に関する情報に係る事項を総合的に勘案し、外国の機関の職務の遂行に資すると認められるときに行うものとする。

2 第五条第二項及び第四項の規定は、前項の提供について準用する。

(抹消)

第八条 犯罪収益移転防止管理官は、疑わしい取引に関する情報の刑事事件の捜査及び犯則事件の調査への活用の状況その他の事情を勘案して警察庁長官(以下「長官」という。)の定めるところにより、疑わしい取引に関する情報を抹消しなければならない。

(報告等)

第九条 長官は、国家公安委員会(以下この条において「委員会」という。)に対し、少なくとも毎年一回、通知並びに疑わしい取引に関する情報の保管、提供、記録の閲覧及び謄写並びにその写しの送付並びに抹消の状況(次項において「通知状況等」という。)を報告しなければならない。

2 前項の規定によるもののほか、長官は、委員会から、通知状況等その他の疑わしい取引に関する情報に関する事項について報告を求められたときは、速やかに、当該事項を報告しなければならない。

3 委員会は、疑わしい取引に関する情報について必要があると認めるときは、疑わしい取引に関する情報の保管に係る措置等について必要な措置を講ずるものとする。

(訓令への委任)

第十条 この規則の実施のため必要な事項は、長官が定める。

附 則

この規則は、法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

殿

国家公安委員会

受 理 書

平成 年 月 日付け（文書番号）による組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）第54条第4項の規定に基づく貴職からの通知を受理した。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号（第6条関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

国家公安委員会 殿

（所属、官職）

（氏名、押印）

疑わしい取引に関する情報の記録の閲覧・謄写請求書

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第11条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査のため必要がある

と認めるので、下記の疑わしい取引に関する情報の記録の
閲覧
謄写
を請求します。

記

閲覧又は謄写を請求する疑わしい取引に関する情報の概要

- 備考
- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
 - 2 「閲覧又は謄写を請求する疑わしい取引に関する情報の概要」の欄には、疑わしい取引の相手方の氏名、取引の日時、取引口座番号等を記載すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第3号（第6条関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

国家公安委員会 殿

（所属、官職）

（氏名、押印）

疑わしい取引に関する情報の記録の写しの送付請求書

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第11条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査のため必要があると認めるので、下記の疑わしい取引に関する情報の記録の写しの送付を請求します。

記

写しの送付を請求する疑わしい取引に関する情報の概要

- 備考 1 「写しの送付を請求する疑わしい取引に関する情報の概要」の欄には、疑わしい取引の相手方の氏名、取引の日時、取引口座番号等を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第4号（第6条関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

殿

国家公安委員会

疑わしい取引に関する情報の記録の写しの送付について

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第11条第2項の規定に基づき、平成 年 月 日付け（文書番号）で請求のあった疑わしい取引に関する情報の記録の写しを別添のとおり送付する。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

警察庁訓令第2号

疑わしい取引に関する情報取扱細則を次のように定める。

平成19年4月1日

警察庁長官 漆間 巖

疑わしい取引に関する情報取扱細則

(通知の受理)

第1条 警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官(以下「犯罪収益移転防止管理官」という。)は、疑わしい取引に関する情報取扱規則(平成19年国家公安委員会規則第9号。次条において「規則」という。)第2条第2号に規定する通知があったときは、疑わしい取引の届出に関する政令(平成11年政令第389号)第3条第2項各号及び疑わしい取引の届出の方法等に関する命令(平成11年総理府令・法務省令第1号)別紙様式第1号から別紙様式第4号までに掲げる記載事項に不備がないかどうかを確認しなければならない。

2 前項の記載事項に不備があるときは、犯罪収益移転防止管理官は、当該通知を行った主務大臣から、当該記載事項のうち不備があったものについて聴取するものとする。

(抹消)

第2条 規則第8条の規定による疑わしい取引に関する情報の抹消は、当該疑わしい取引に関する情報が次の各号のいずれかに該当すると認められるときに行うものとする。

- 一 疑わしい取引に関する情報に係る犯罪についていずれも公訴の時効が完成したとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、疑わしい取引に関する情報を保管する必要がなくなったとき。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。